

飼料中の汚染物質の安全管理

- 飼料の原料には、穀類や魚介類が使用されていますが、この穀類や魚介類には、汚染物質であるかび毒^(※1)や重金属等が含まれる場合があります。
- このため、農林水産省では、飼料中の汚染物質の低減化を図るため、飼料の管理のためのガイドラインを示すと共に、以下の2つの考え方に基づいた基準^(※2)を定めています。

※1: 植物病原菌であるかびや貯蔵穀物などを汚染するかびが産生する化学物質で、人や家畜の健康に悪影響を及ぼすものをいいます。

※2: 飼料の有害物質の指導基準及び管理基準について(昭和63年10月14日付63畜B第2050号農林水産省畜産局長通知)

1. 指導基準…遵守しなければならない指標

指導基準を超過した飼料は、家畜や畜産物を介した人の健康に影響を及ぼす恐れがあるため、飼料安全法(第23条)に基づく製造や販売等を禁止する対象となります。

2. 管理基準…適正な製造管理を確認するための指標

管理基準を超過した飼料は、直ちに家畜や畜産物を介した人の健康に影響を及ぼす恐れはありません。ただし、工程管理が不適切であった可能性もあるため、原因究明と再発防止が必要です。

配合飼料の基準が設定されているかび毒

基準の種類	かび毒の名称	かびの種類	主な毒性	畜産物(食品)の規制
指導基準 (乳牛とめん山羊用) 管理基準 (乳牛とめん山羊以外用)	アフラトキシン B ₁ (AFB ₁)	アスペルギルス属 (Aspergillus, コウジカビ)	肝臓に発がん性	乳中のAFM ₁ の基準を設定 (AFB ₁ を給与すると、乳にAFM ₁ の形態で移行)
管理基準	ゼアラレノン	フザリウム属 (Fusarium, アカカビ) 赤かび病の病原菌	繁殖障害(特に豚)	基準なし
	デオキシニバレノール		消化器系障害や免疫抑制(特に豚)	基準なし
	フモニシン (B ₁ +B ₂ +B ₃)		肺水腫(豚)と白質脳症(馬)	基準なし

配合飼料に基準が設定されている重金属等

基準の種類	重金属等の名称	主な由来	主な毒性	畜産物(食品)の規制
管理基準	カドミウム	地殻中に分布。岩石の風化などの自然現象によって環境中に放出。魚介類に由来する飼料原料に含まれる傾向。	腎臓の機能障害	基準なし
	水銀		神経発達影響	基準なし
	鉛		神経発達影響	基準なし
	ひ素		発熱、嘔吐等の急性中毒等	基準なし